



## 日本包装コンサルタント協会 会報 No. 4

平成1年8月10日(定期発行)

〒104 東京都中央区銀座5-12-8(本州ビル) 社団法人 日本包装技術協会内 TEL:03(545)4678 発行者 木村年治 編集委員 石原・高澤・木村・荒川・大島・永田

# 輸入食品に関する現状と 安全性の確保

日本包装コンサルタント協会 コンサルタント 石原 昌具

## 1. はじめに

87年のわが国の食料輸入額は,前年の伸び(18.7%)をやや下回ったものの,原油を上回る237億ドル(前年比14.0%増)であり,88年に入ってからもその傾向は,さらに強まる一方で,前年比30.7%増の309億ドルと増加した。品目別には,このところ伸びが著しいのは加工食品で,魚介類,肉類などが好調である。(図1参照)

品目別食料輸入額の首位は、グルメブームを反映してか、それまでのとうもろこしに代わって、86年からはえびがその座を占めるようになり、高級魚介類や肉類などが上位に位置しているのが目立つ。(表1参照)

また,輸入先別に見ると,米国が31.6 %と依然最大であるが,最近では台湾,中国,韓国,タイなどの近隣諸国からの輸入が拡大している。(図2参照)

#### 2. 食品輸入の現状

#### (1) 消費の多様化と新しい輸入需要

今日の消費者の生活意識,生活様式の変化から,食生活も多様化して,

- ①量的追求から質的充実への移行
- ②健康,安全性,自然指向の高まり
- ③ 食の外部化とサービス依存化

が進み、さらには、経済性・利便性の追求と個性化・高

表 1. 輸入食料上位30品目 1988年

	表	1. 輸入及科工型 3	7世日 1986	· <del></del>
順	位	品名	輸入額(1	000 ドル)
87年	88年	品名	1987年	1988年
1	1	えび	2, 509, 457	2, 847, 632
2	2	とうもろこし	1, 524, 712	2, 086, 781
3	3	豚 肉	1, 416, 545	1, 652, 428
4	4	大 豆	1, 086, 463	1, 425, 584
5	5	牛 肉	799, 765	1, 190, 376
8	6	さけ・ます	642, 961	1, 069, 549
6	7	小 麦	784, 762	1, 033, 675
9	8	まぐろ	576, 219	788, 324
7	9	コーヒー豆 (いってないもの)	714, 755	742, 698
10	10	牛くず肉	399, 146	544, 703
11	11	かに	368, 771	518, 530
15	12	菜種	328, 912	496, 656
13	13	グレーンソルガム	351, 239	459, 652
18	14	粗糖	286, 585	451, 818
16	15	鶏肉	321, 901	436, 835
12	16	バナナ	367, 279	433, 900
17	17	た て	314, 125	423, 777
24	18	加工鰻	195, 260	377, 212
14	19	いか	337, 119	346, 057
20	20	たら	271, 914	333, 776

図1. 品別食料輸入額 86~88年

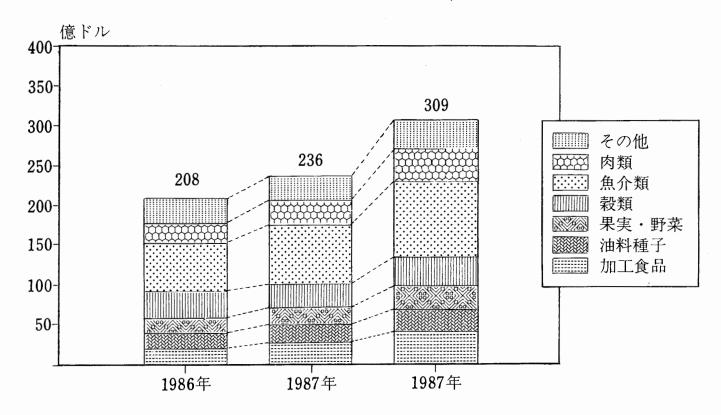
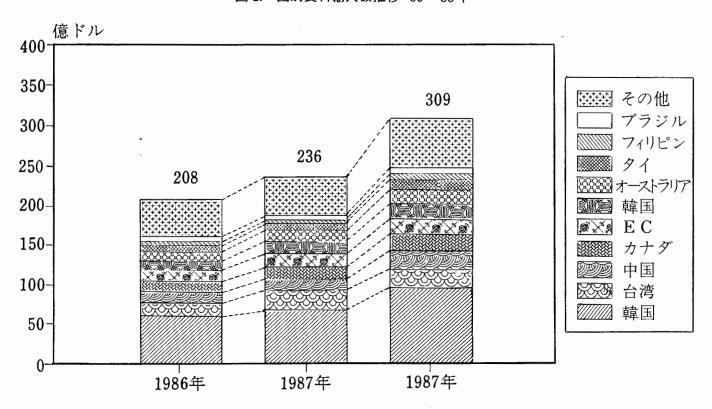


図 2. 国別食料輸入額推移 86~88年



級化の追求という2極を, TPOに応じて合理的に使い 分け、あるいは組み合わせるといった傾向も出ている。

#### (2) 輸入食品の安全性問題

このように円高下において食料品の輸入が急増している状況のもとで,加工食品を中心に海外の競争力が相対的に強まるにつれて,わが国食品産業の海外進出も誘発されるなど,食品分野の企業活動の国際化は,一段と早いテンポで進みつつあるが,食料品,特に加工食品の輸入が,その数量だけでなく,種類・品目数が増えてくると,ソ連チェルノブイリの原発事故など突発的なでき事による影響や,食品添加物,残留農薬基準など,国の内外の制度上の違いより生じる問題から,輸入食品の安全性にかかわる各種の問題に,消費者の関心が高まってくるのは当然である。

特に発展途上国におけるわが国食品関係者の開発輸入 が一般化してくるに伴って,輸入食品の安全性問題は, 今後益々論議が高まるものと思われる。

## 3. 輸入食品監視の現状と対策

#### (1) 輸入食品届出の現状

増加している食品輸入の現状を厚生省輸入食品監視統計から見ると、過去10年間の届出の推移は表2の通りで、輸入届出は84年から漸増の傾向を示し、86年には前年比24.0%増の48万件、87年には同15.4%増の55万件となり、88年には同18.6%増の65万件と大巾な増加を記録している。

特定のものを除く輸入食品は、食品衛生法第16条(食品等の輸入の届出)に基づき、輸入者が全国20カ所の検疫所(支所、出張所、分室を含む)の長へ届け出た食品等輸入届書(届出の対象は食品以外に食品添加物、器具、容器包装及びおもちゃが含まれる)により、各地の検疫所が安全・衛生上の適否の判断を行うことになる。

区分	輸入届	出	届出	検査	10		·	ŧ	<b>乗</b> 査	i 内	容			不合	格
年	件数	対前	重量	総数	<b>検</b> 查 率	行政村	<b>负</b> 查	自主机	食査	外国4機関		継続輔 (注3		件数	比率
次		年比	(注1)	(注2)	学	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率		
	件	%	干t	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
79	345, 462	103.1	23, 262	35, 603	10.3	18, 118	50.9	20, 560	57. 7					1, 088	0.31
80	314, 177	90.9	23, 108	32, 622	10.4	16, 902	51. 7	17, 047	52. 3	,				1,066	0. 34
81	346, 711	110.4	23, 057	39, 026	11.3	20, 887	53. 5	20, 528	52. 6		-			964	0. 28
82	319, 617	92. 2	21, 484	34, 447	10.8	17, 012	49. 4	20, 215	58. 7					569	0. 18
83	334, 829	104.8	21, 924	38, 046	11.4	16, 100	42.3	19, 623	51.6	413	1. 1	5, 312	14.0	469	0.14
84	364, 227	108.8	22, 465	43, 142	11.8	16, 762	38. 9	22, 263	51. 6	853	2.0	7, 202	16. 7	444	0. 12
85	384, 728	105.6	22, 665	45, 862	11. 9	14, 892	32 5	28, 054	56.8	1, 904	4. 2	6, 196	13.5	308	0.08
86	477, 016	124.0	15, 811	68, 184	14.3	20, 451	30.0	37, 434	54. 9	4, 127	6. 1	11, 104	16.3	558	0. 12
87	550, 568	115.4	13, 416	86, 479	15.7	26, 774	31.0	44, 944	52. 0	6, 332	7. 3	15, 719	18. 2	572	0.10
88	652, 737	118.6	14, 970	97, 638	<b>1</b> 5. 0	23, 881	24. 5	57, 581	59. 0	23, 262	23.8	31, 398	32. 2	851	0. 13

表 2. 年次別の届出・検査・違反状況

<sup>(</sup>注1) 届出重量は、計画輸入分を含まない数値。

<sup>(</sup>注2) 検査総数は、行政検査、自主検査などの合計から重複を除いた数値。

<sup>(</sup>注3) 継続輸入は、検査済のものが継続されて輸入されたものの数値。

<sup>(</sup>注4) 比率は、検査内訳の欄は検査総数に対するもの、不合格欄は届出件数に対するもの。

#### (2) 輸入食品の衛生検査

輸入食品の安全性は、本来は輸入者やこれを製造・加工し、流通・販売する者の責任で確保されるべきであるが、行政側でもこれらの営業者が安全義務を遵守しているかどうかを確認するため、輸入時には厚生省検疫所が、国内では各都道府県及び市の保健所などが、必要に応じて監視、指導を実施しているが、輸入食品などに対する食品衛生の具体的監視、指導は、輸入者がこの貨物を通関しようとする場所を管轄する検疫所へ、輸入の届出を行うことにより実施される。

検疫所における食品衛生検査の実際は、次のように行われる。

輸入者より提出された資料により、食品衛生法の諸規程に適合すると判断された場合は、検査が省略されるが、 諸規程に適合するかどうか不明な場合や疑問が生じた場合は、検査が実施される。

この場合,輸入者が不明点,疑問点を解明するため, 自主的に厚生大臣が指定する検査機関(食品衛生法第19 条の2~16の指定検査機関)の検査,分析を受けること を申し出たときは,「自主検査」と称しその結果を待っ て再度審査が行われ,食品衛生法の諸規程に適合するか どうかの判断が行われる。

検疫所にるる検査の実施を「行政検査」と称しており、 輸入者より「自主検査」の申し出がなかった場合、ある いは「自主検査」の結果からもなお不明点、疑問点が生 じた場合などに行われる。

表2に示された88年の検査の状況を見ると、検査総数は97,638件と届出件数の15.0%で、その内、行政検査が23,881件(24.5%)であり、指定検査機関による自主検査が57,581件(59,0%)、輸出国公的検査機関による検査が23,262件(23.8%)、検査済となっているものの継続輸入が31,398件(32.2%)となっている。各種検査等の比率の合計が100%を超え、139,5%となるのは、表2の下部の(注2)にあるように、検査総数は各種検査等の合計から重複を除いた数値としているためである。

検査の結果不合格となったものは851件で,届出件数の0.13%に相当する。

#### (3) 輸入食品の安全性確保対策

前述のように、輸入食品に対する安全性の問題は、輸入急増に伴って高まってきたが、特に、ソ連のチェルノブイリ原発事故による放射能汚染問題、畜産物への抗菌性物質の残留問題、法定外食品添加物含有問題、そして収穫後の農産物に使用される(ポストハーベスト)農薬の残留問題などは、今や、重大な社会的関心事となっている。

輸入食品に対するこれらの安全確保の要請は,基本的には食品衛生法に基づき,営業者自らが社会に対して安全性の保証を行うのが建て前であるが,国際間取引と摩擦・不均衡の是正,市場解放対策の推進,輸入円滑化が叫ばれ,経済行為が優先する輸入の現状では,検疫所における監視の強化,指導の徹底に加えて,通産,農水,税関などの輸入行政側の協力も不可欠である。

検疫所における安全確保の対策としては、昨年1月より届出内容及び検査結果などの情報について、コンピュータによるオンライン化が実施された。これにより、輸入食品などの各種情報をリアルタイムに出力し、監視の徹底、検査の合理化、相談業務の強化に活用することが可能になった。

輸入食品の安全確保は、輸入者自身による自主管理が 基本であり、第一歩であるが、輸入食品は、単に輸入時 のみに消費されるものでなく、国内において製造・加工 され、広域に流通し、小売店などで販売されて、初めて 消費者の口に入るものであることを考えたとき、輸入食 品の安全確保のテーマは、これら広範な業者間において も、十分に論議され、認識されて、各過程においてそれ ぞれの対策が構じられなければ、真の安全性確保は達成 され得ない。

そのためには、輸入食品に関連する業者間の横の連絡 はもちろん、行政、消費者との縦と連繋を密にすること が不可欠と言えよう。

## 4. 各国の衛生規則

#### (1) 日本の食品衛生法規と器具・容器包装

わが国の法制の基本は日本国憲法であるが,その第25 条には「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活 を営む権利を有する。国はすべての生活部面について, 社会福祉,社会保障および公衆衛生の向上および増進に 努めなければならない。」と規定されている。

この規定に従って、国の義務として「国民の健康を守り、公衆衛生を向上させるために」昭和22年12月24日に 法律第233号として「食品衛生法」が公布された。

この法律は、飲食に起因する衛生上の危害の防止を目的(第1条)としているが、飲食に起因する衛生上の危害,つまり食中毒や伝染病の罹患の防止のためには、単に食品のみでなく、食品添加物の使用や流通機構の整備、器具・容器包装などの組み合わせが必要となる。そのため、この法律は、食品衛生面から、食品、添加物、器具・容器包装について規定している。

食品衛生法は、原則自由の法律(規定されている規制 条項のみを束縛し、その他は自由とする法体系の法律) で、例えば器具・容器包装の素材は、製造者の選択で何 を使ってもよいが、結果として器具・容器包装が原因で 食中毒を起こしたときは、道義規定(第9条)の違反が 構成されるという仕組みになっている。

第10条の規制の具体的な発現としては、食品、添加物の規格基準を定めることができる(第7条)の規定とに基づいて、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年12月27日厚生省令第52号)」と「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」が制定された。

## (2) 海外の食品衛生法規と器具・容器包装

#### ●米国 (FDA規格)

食品に関する衛生問題は、合衆国保健福祉省に属する 食品医薬品庁(Food and Drug Administration; FDA)が主管している。基本となる食品関係法規は、19 06年に制定され、1958年に大改正された連邦食品医薬品 化粧品法(Federal Food, Drug, and Cosmetic Act )である。

この法律によれば、食品とは「人間や動物が飲食するもの、チューインガム、飲食物の成分として使われるもの」をいい、食品添加物とは「意図する使用方法に従って使用した場合、直接又は間接的に食品の一部となったり、又は食品本来の品質に影響を与えるとか、そのようなおそれのある物質で、農薬とか着色用の色素や古くから存在する法律等で認可されている物質あるいは動物用新薬以外のもの」となっている。

食品添加物に関する細則は、一般に「FDA規格」と称せられる「連邦規則集タイトル21;食品及び医薬品」に収められており、それぞれの添加物に対する成分規格、使用条件、抽出条件が定められている。 FDA規格で食品用の器具・容器包装に関するパートは、 170~189であるが、日本で着色剤といわれる物質は「色素添加物」と呼ばれ、これらのパートには含まれていない。

また、器具・容器包装の製造に使用される物質でも、 それが食品中に溶出しないことが確認されていれば、そ の物質は添加物とは見做されない。

#### ●英国(食品法, BPF規定)

英国の食品衛生行政は、農水産食品省と厚生省の管轄である。農水産食品省は主として法規の制定に際して主導的な役割を果たし、厚生省は安全性問題に関しての勧告を行う。行政実務は、各地方の食品関係行政庁が担当する。

基本となる食品関係法規は、1984年に制定された「食

品法(イングランドとウェールズに適用)」,「食品薬品法(スコットランドに適用,1956年制定」及び「食品薬品法(北アイルランドに適用,1958年制定)」とがある。食品の器具・容器包装に適用される規制は、食品法第4章に基づいて制定され、1987年に全面的に改正された「食品と接触する材料及び製品規則」があるが、この規則は、塩化ビニルモノマー、セロハンについての規定以外は、抽象的表現に止まり、運営面での具体的な規格基準として、食品用の器具・容器包装の製造業者に対して、

より明確な助言を提供する目的で作られたものに、英国

プラスチック連盟(BPF)と英国産業生物研究協会 (BIBRA)とが共同で作成した「食品と接触して使用 するプラスチック,使用上の安全性に関する実施規定 (BPF規定)」という推奨基準がある。BPF規定は自 主規制的規定であるため,罰則規定はない。

#### ●西独(食品・日用品法, BGA基準)

西ドイツは11の州からなる連邦国家である。各州は強い権限を有するので、実際の管理は各州が行う。

食品衛生行政の所管は,連邦政府青少年家庭婦人省の 消費者保護獣医局で,この下部にある組織の連邦保健局 (BGA)が研究機関として,連邦政府に対する助言や勧 告を行う。

食品衛生の基本法は、1974年に制定された「食品、煙草製品、化粧品、その他の日用品の流通に関する法律 (食品、日用品法)」である。

食品の器具・容器包装とは、食品・日用品法の第1条 第1項§5の(1)に定義される「食品と接触することによ り食品に影響を与える物品」をいい、これらのものは第 1条第5項§30(健康のための禁止事項)、§31(物質 の食品への移行)に従って厳しく管理される。

食品用の器具・容器包装に合成物質を使用する場合は、 毒性学者、化学者、食品衛生行政官、合成物質及び包装 技術関係の専門家で構成される連邦保健局合成物質委員 会が作成した「食品の流通上で使用する合成物質につい ての推奨基準(BGA基準)」の各条の条件を満たす必要 があり、BGA基準は法的な拘束力はないが、実質的に は法律と同様に取り扱われている。

## ●オランダ (食品法)

食品衛生の所管官庁は、保健・環境衛生省で、その下 に16の地方監視事務所がある。

食品用器具・容器包装は,1979年10月1日に成立した「包装及び食品用器具規制(食品法)」の適用を受ける。

食品法は、欧州共同体の「概括的指令」を施行するもので、食品と接触する器具・容器包装が満たされなければならない一般的要件が成文化された全9条からなる基本の法律であり、食品法の第2条と第5条に基づいて、

1980年1月25日官報告示された「包装及び器具に関する規定(全7条)」で、施行細則が示されている。

#### ●極東3カ国

大韓民国,中華人民共和国,台湾の食品衛生法規は, 日本,米国,西独などの食品衛生法規を参考にして作られ,わが国への輸出も多いので,その体系,規格基準, 試験法などもほとんど同様である。

## 5. ま と め

食品衛生は,人類に共通する重要な問題であり,その成果は人類の貴重な資産である。

このため、世界保健機構(WHO)では、1960年代から、現在激しい外交問題となっている貿易の非関税障壁問題と発展途上国対策を兼ねて、食品添加物や残留農薬についての国際標準評価の作業が進められているが、食品用器具・容器包装の衛生規格については、現在まで全くその動きがない。

従って、現在各国は、連繋することなく、独自に規格 化を進めており、公式的にはその規格が自国で発効する 直前に他国へは通知し運営するという、国際的には不思 議な衛生対象として、器具・容器包装は存在している。

このように、各国が独自に器具・容器包装の法体系を 整備していった場合、国際化への提案は、総論賛成各論 反対という結果に終る可能性が高いものと危惧される。

欧州共同体(European Communities; EC)は、欧州経済共同体(EEC),欧州石炭共同体,欧州原子力共同体の総称で、フランス、西ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、イギリス、デンマーク、アイルランド、ギリシャ、スペイン、ポルトガルの12カ国が加盟し、その本部はベルギーのブリュッセルにあり、最高決定機関である閣僚理事会と、業務機関である欧州共同体委員会、欧州議会、欧州共同体裁判所の4機関から成っており、加盟国間の関税の徹廃など、貿易上の障害排除に努めている。

ところが,食品用器具・容器包装やこれらの原材料の 規格基準が,加盟国間でそれぞれ異なっているため,自 由な流通を妨げ不平等な競争を招き,延いてはECの機能と発展に悪影響を及ぼすことをおそれて,貿易上の障害排除のプログラムに,食品用器具・容器包装やこれらの原材料の衛生上の問題も含めることとし,1976年11月23日に閣僚理事会は,「食品と接触する材料及び製品に係わる理事会指令(概括的指令)」を採択した。そして,この概括的指令に基づいて,逐次具体的指令が加盟国に伝達されている。

このように、ECのような貿易上の障害排除の全世界的組織であるGATTなどで、各国が独自に進めている食品用器具・容器包装の規格が、食品の貿易上の非関税障壁となるという認識のもとにまとまり、WHOなどで全世界的な統一規格を作成するように決定し、完全な統一規格が完成すれば、食品の貿易はスムーズに行われ、世界各国の食品を安心して摂取できる時代となるだろう。

マカロニ・スパゲティの輸入推移

(単位:トン)

				一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、
年	輸 入 量	対 前 年 伸 び 率	国内生産量	輸 入 品 シェ ア
1982	12, 188	24.2 %	127, 719	8.9 %
1983	18, 772	54.0	124, 794	13. 3
1984	22, 536	20. 0	122, 202	15. 9
1985	25, 725	14. 1	120, 314	18. 0
1986	33, 476	30. 1	121, 656	22. 1
1987	38, 791	15.,9	126, 000	23. 5
1988	40, 564	4.6	N.A.	

〔資料〕大蔵省貿易統計、食糧庁加工食品課資料

ビールの輸入推移

(単位: kl)

		(=W. Kt)
年	輸入量	対 前 年 伸 び 率
1982	19, 992	19.6 %
1983	21, 448	7.3
1984	10, 525	- 51.0
1985	9, 671	- 8.1
1986	13, 208	36. 6
1987	22, 403	69. 6
1988	51, 016	2.3 倍

〔資料〕大蔵省貿易統計

ワインの輸入推移

(単位:k/)

年	ワイン類計	対 前 年 伸 び 率
1982	38, 700	13.0 %
1983	48, 177	24. 5
1984	50, 174	4. 1
1985	46, 653	- 7.0
1986	34, 334	<b>- 26.4</b>
1987	53, 267	55. 1
1988	77, 645	30. 0
	l	

〔資料〕大蔵省貿易統計

	1986 年	1987年	1988年	87 / 86 増 加 率	88 / 87 増 加 率
総量	1, 404, 855	1, 481, 583	1, 621, 112	5.5 %	9.4 %
かんきつ類	425, 917	456, 496	469, 259	7. 2	2. 7
非かんきつ類	978, 938	1, 025, 087	1, 151, 853	4.7	12. 4
バ ナ ナ	764, 565	774, 840	760, 409	1. 3	- 1.9
パイナップル	144, 811	144, 678	138, 157	- 0.1	- 4.5
マンゴー	3, 677	5, 609	5, 290	52. 5	- 5.7
アボガド,マンゴスチン	2, 904	5, 223	3, 370	79. 9	<b>-</b> 35. 5
パパイヤ	4, 001	4, 339	5, 240	8. 4	20.8
さくらんぼ	4, 087	10, 178	8, 525	1.5 倍	- 16.2
キウイフルーツ	35, 268	53, 929	57, 137	52. 9	5. 9
ぶ ど う	4, 912	5, 525	7, 629	12.5	38. 1
メロン	10, 364	16, 095	20, 485	55. 3	27.3
ベ リ -	1, 797	2, 412	2, 841	34. 2	17.8
その他	2, 552	2, 259	142, 770	- 11.5	

〔資料〕大蔵省貿易統計

野菜(生鮮・冷蔵)の輸入推移 (単位:トン) 牛肉の輸入推移

		( TEL TOTAL
年	総量	前 年 比 増 加 率
1982	97, 794	<u>·</u> %
1983	95, 321	- 2.5
1984	233, 088	144.5
1985	123, 811	-46.9
1986	143, 621	16.0
1987	133, 251	- 7.2
1988	244, 384	83. 4

〔資料〕大蔵省貿易統計

⋟	油	<b>里</b> 了	並	$\boldsymbol{\sigma}$	鹼	Z	
/T	/X	±Ρ	*	v,	3441	$\boldsymbol{\wedge}$	

(単位・トン)

巾体野木	万 荆 八	(単位:トン)
年	総量	前 年 比 増 加 率
1983	149, 762	- 4.7 %
1984	178, 156	19. 0
1985	179, 605	0.8
1986	214, 495	19. 4
1987	254, 760	18.8
1988	N. A.	_
i		

〔資料〕大蔵省貿易統計

(単位:トン)

年	牛 肉	くず肉		
1983	137, 428	61, 953		
1984	145, 558	65, 294		
1985	150, 580	74, 752		
1986	179, 104	88, 685		
1987	220, 032	91, 297		
1988	263, 547	104, 869		
	(前年増加率			
1986	18.9 %	1.8 %		
1987	22. 9	2. 9		
1988	19. 8	14.9		

〔資料〕大蔵省貿易統計